

一般社団法人日本地球化学会
寄附金取扱規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）が受け入れた寄附金の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(基金)

第 2 条 同一の者または団体から、一度に 200 万円以上の寄附金を受け入れた場合には、基金を設置することができる。

2 基金の運営については、寄附金受け入れの都度運用規程を定め、運用委員会を設置する。

(少額の寄附金)

第 3 条 前条の寄附金以外の寄附金の使途は、幹事会が定める。

2 寄附金の使途は理事会に報告する。

(改廃)

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。